

児童福祉法の一部を改正する法律案に対する修正案 新旧対照条文

(傍線部分は修正部分)

修正案	政府案
<p>附則</p> <p>(検討)</p> <p>第二条 政府は、この法律の施行後五年以内を目途として、この法律による改正後の児童福祉法(以下「新法」という。)の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>附則</p> <p>(検討)</p> <p>第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の児童福祉法(以下「新法」という。)の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>